

ID: 101

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	受給資格の認定
例規名 根拠条項	高根沢町遺児手当支給条例 第5条第1項
例規番号	昭和44年条例第18号
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。 (支給要件)</p> <p>第3条 町は、日本国民であつて、高根沢町内に住所を有する次に掲げる者に対し、遺児手当(以下「手当」という。)を支給する。</p> <p>(1) 父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父又は母で、現に配偶者を有しない者</p> <p>(2) 父母の一方が死亡した児童を父若しくは母が監護しない場合は、当該児童を養育(父母以外の者が、その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者</p> <p>(3) 父母が死亡した児童を養育する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国民でないとき。</p> <p>(2) 栃木県の市町村内に住所を有しないとき。</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(4) 児童福祉法等に規定する児童福祉施設等のうち、町長の指定するものに入所又は入院しているとき。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、町長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときは、前項に規定する町長の認定を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、栃木県内の他の市町村において手当(この条例の手当に相当するものに限る。)の支給を受けていた者が転入(新たに高根沢町の区域内に住所を定めることをいう。以下同じ。)をしたときは、第1項の規定による認定を受けたものとみなすことができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日